

令和6年第3回臨時会

津別町議会会議録

令和6年第3回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和6年5月20日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和6年5月27日 午前10時00分

閉会日時 令和6年5月27日 午前11時37分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	×	×
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	石川 勝己	○
住民企画課長	加藤 端陽	○	選挙管理委員会局長	森井 研児	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	選挙管理委員会次長	宮脇 史行	○
住民企画課長補佐	小西 美和子	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
保健福祉課長	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	○
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	石川 勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	迫田 久	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会計管理者	丸尾 達也	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 高橋 剛 9番 山内 彬
2			会期の決定	自 5月27日 1日間 至 5月27日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	同意	1	固定資産評価員の選任について	
6	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
7	承認	2	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度津別町一般会計補正予算 (第11号))	
8	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))	
9	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))	
10	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第5号))	
11	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度津別町一般会計補正予算 (第1号))	
12	議案	23	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	24	津別町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	25	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	26	津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	27	津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	28	津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	29	津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	30	財産の取得について（モバイルシンククライアント等）	
20	〃	31	財産の取得について（小型ロータリー除雪車）	
21	〃	32	財産の処分について（町有林立木）	
22	〃	33	令和6年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	
23	報告	3	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 9 名であり定足数に達しております。

ただいまより令和 6 年第 3 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 高 橋 剛 君 9 番 山 内 彬 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付してありとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付してありとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第2回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る5月12日、津別町自治功労者 森隆男様をご逝去されました。故人は、永きにわたり町吏員として町道の整備・改良に尽力し、町内の重要な拠点を結ぶ公道の基盤を築いていただきました。

生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、ふるさと納税についてであります。令和5年度の寄附実績は、5,244件、8,910万9,000円で、前年度の4,852件、8,553万9,000円に対し、わずかではあります。件数で約8%、金額で約4%の増となりました。

これは、寄附件数が多い玉ネギの豊作のほか、新たに44品目の返礼品を追加したこ

とから、玉ネギ以外の寄附も増加したことによるものです。

また、令和4年度に続き、「ふるさとチョイス」のサイト上で、「肉の専門家が選んだすき焼き肉15選」という特集に、本町の「流氷牛」が取り上げられたことも寄附増加の要因となりました。

残念ながら目標とした1億円には達しませんでした。今後とも返礼品のラインナップの充実や効果的なPRに努めてまいります。ご寄附をいただきました全国の皆さまに、改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月4日、中央公民館において、関係者等約100名の参加により、交通安全推進町民大会を開催いたしました。

昨年9月26日に釧北峠で死亡交通事故が発生し、町外の方1名の尊い命が失われたことから、この大会において改めて「町内における交通死亡事故ゼロ日運動」の目標を500日、「町民による交通死亡事故ゼロ日運動」の目標を1,000日とし、目標達成に向け関係機関はもとより、町民の皆さまとともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりに向けて決意を新たにいたしました。

次に、町民植樹祭についてであります。5月12日、共和町有林内において網走南部森林管理署との共催により、オホーツク総合振興局東部森林室のご協力のもと、78名が参加し開催いたしました。

本年度の植樹祭には、社会福祉法人恵和福祉会様より植樹用苗木400本と実施看板のご寄附をいただいたところですが、今後とも愛林のまちとして豊かな森づくりに努めてまいります。

次に、津別ライオンズクラブ様からのご寄附についてであります。本年、創立60周年を迎えることから、これを記念する奉仕活動の一環として、5月21日、役場庁舎において社会福祉車両購入の一助としていただきたいと150万円のご寄附をいただきました。ご趣旨に沿って有益に使用させていただき所存であり、ご厚志に深く感謝を申し上げます。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第1号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程になりました、同意第1号 固定資産評価員の選任についてであります。地方税法第144条の規定によりまして、固定資産税を課税するにあたりまして、固定資産を適正に評価する評価員を各市町村に設置することとなっております。

本町におきましては担当課長を選任させていただいております。前任の住民企画課長 小泉政敏が3月31日付で退職をいたしましたので、4月1日付の人事異動に伴い、担当の住民企画課長となりました加藤端陽を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

同意方よろしくお願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、町長が議会の意見を聞いた上で推薦を行い、法務大臣が委嘱するものです。

本町では、現在3名の方が人権擁護委員として委嘱されておりますが、そのうちの1名、都丸雅子氏の任期が令和6年6月30日であり、本来であれば3月の議会におきまして次の候補者の推薦について諮問すべきところでしたが、大変申し訳ありませんが失念した状態でありました。法務局と相談、確認した結果、次の委員の委嘱まで現委員が延長されるという規定があることから、次の任命時期である10月1日にあわせまして、今回、候補者の推薦について諮問するものであります。

候補者につきましては、継続して都丸雅子氏を推薦しようとするもので、生年月日及び住所は議案書に記載のとおりであります。

既に令和3年から人権擁護委員として経験を重ねており、活動実績は申し分なく、再任の年齢基準も満たしていることから人権擁護委員の適任者として再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、現任期が令和6年9月30日まで延長されますことから、委嘱予定の令和6年10月1日からの3年間となります。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、「適任である」を答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は「適任である」と答申することに決定しました。

◎承認第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度津別町一般会計補正予算(第11号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(小西美和子さん) ただいま上程となりました、承認第2号についてご説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1億217万3,000円を追加し、予算の総額を79億4,435万9,000円とするものであります。

第2項及び第2条以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので29ページから30ページをお開きください。

なお、補正内容につきましては各事業費の確定または収入額の確定による精査、財源内訳の補正、一般財源剰余金の基金への積み立てとなりますので、主なものについてのみの説明とさせていただきますのでご了承願います。

また、各特別会計への繰出金の補正につきましては、各会計の精査によるものとな

りますので、説明は割愛させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、中段下の目 3 財政管理費、財政調整基金積立金は一般財源剰余金の積み立てで 1 億 39 万 9,000 円の増額です。

31 ページをお開きください。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費は 36 ページになります。上段の地域振興基金積立金は、一般寄附分 200 万円及び一般財源剰余金 9,800 万円の積み立てで 1 億円の増額です。その下、ふるさとつべつ応援基金積立金は、企業版ふるさと納税の増等により 5,745 万 5,000 円の増額です。

43 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は 48 ページになります。中段下の社会保障事業基金積立金は、地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分の額等が確定したことにより 962 万 6,000 円の増額です。

61 ページから 62 ページをお開きください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、病院施設整備基金積立金は一般財源剰余金と積立利息の積み立てで、3,400 万 2,000 円の増額です。これ以降につきましては、全て歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。

歳入につきましては実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。

款 1 町税は、各税目の納付見込額により補正するものですが、項 1 町民税では実績見込みにより 2,756 万 9,000 円の増。項 2 固定資産税は、現年課税分で 2,520 万 6,000 円の増額で、全体では 5,053 万 3,000 円の増額です。

5 ページから 6 ページをお開きください。中段下の款 7 地方消費税交付金は 631 万 3,000 円の増額で、交付額のうち社会保障財源の増額分については、社会保障事業基金に積み立てるものです。

款 9 地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税に係る補填として 411 万円の増額です。

7 ページから 8 ページをお開きください。款 10 地方交付税は 5,986 万 6,000 円の増額で全て特別交付税です。特別交付税の交付確定額は 2 億 986 万 6,000 円、前年比 901 万 9,000 円の増となったところです。

11 ページから 12 ページをお開きください。中段の款 14 国庫支出金は 3,484 万 8,000 円の減額。

15 ページから 16 ページになります。上段の款 15 道支出金は 990 万 8,000 円の増額となります。

19 ページから 20 ページをお開きください。下段の款 16 財産収入は 842 万 2,000 円の増額ですが、次ページになります、項 2 財産売払収入、目 1 生産品売払収入で町有林の素材売払収入の増が主な要因となります。

款 17 寄附金は、5,433 万 6,000 円の増額で、目 2 総務費寄附金で企業版ふるさと納税の増が主な要因です。

款 18 繰入金は次ページにわたりますが、対象事業費等の精査で 5,513 万 2,000 円の減額です。

27 ページから 28 ページをお開きください。款 21 町債は各事業の精査により 980 万円の減額となります。

歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものです。

第 2 条は繰越明許費補正で、2 枚めぐりまして第 2 表繰越明許費補正のとおり住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金の変更、1 件を補正するものです。

第 3 条は地方債補正で、第 3 表地方債補正のとおり事業精査により限度額を変更し、総額は 7 億 1,032 万 4,000 円となります。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） 1 点だけお聞きしたいと思います。

歳入の 3 ページでございます。町税の補正額 2,700 万円ほど増ということなんです

が、予算の部分でいうと補正前が2億1,000万円ほどということで、増で2,700万円ほど増えている、個人が2,000万円、企業が約750万円ということで、この増減については件数的な増減なのか、それとも件数をある程度、補正前の件数であったけれども税収額が上がったということなのか、お聞きしたいと思います。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） 町税の増となった原因ですが、予算を組む時に多少低めに抑えて計算しているところがあります。収納率を98%ほどということで見通して計算しているところがありますので、今回は実績になりますので、その抑えている分が元に戻っているといえますか、収納率で99%ほどになりますので、その分増額になっているというような形になりますので、件数等につきましては、変わりはほとんど増となっているところではありません。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議

題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、承認第3号についてご説明をいたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり道支出金等の額の確定及び保険給付費等の補正について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,200万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億733万6,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

款1総務費では、目1一般管理費の総務一般事務経費の精査により143万8,000円の減額です。

11ページ、12ページになります。款2保険給付費は、療養給付費等の確定により3,833万3,000円の減額です。

15ページ、16ページになります。款3国民健康保険事業費納付金は財源内訳のみの補正です。

17ページ、18ページです。款5保健事業費は、各助成事業費の確定に伴う精査で349万4,000円の減額です。

19ページ、20ページになります。款6基金積立金は道補助金の精査の結果、交付金の超過分の次年度返還分として95万6,000円、保険給付費等特別交付金の確定に伴い106万1,000円の増額で、合計201万7,000円の増額となります。

続いて歳入となります。3ページ、4ページにお戻りください。

歳入につきましては、先ほど説明しました歳出の事業完了精査にあわせて財源も精査をするものでございます。

款2道支出金は、額の確定により3,680万7,000円の減額です。

款4繰入金は事業完了に伴う精査ですが、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で469万3,000円の減額、5ページ、6ページになりますが、項2基金繰入金で35万8,000円の減額となり、合計で505万1,000円の減額です。

条文にお戻りいただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました内容をそれぞれ款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容になるものです。

以上、専決補正についてご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん）　ただいま上程となりました、承認第4号についてご説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり主に保険料、諸収入等の額の確定、事業完了精査による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案条文は第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ513万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億356万2,000円とするものです。

第2項は後ほどご説明をいたします。

歳出からご説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費では、各事業の精査により163万8,000円の減額です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金においては、納付金の確定により334万9,000円の減額になります。

7ページ、8ページになります。款3諸支出金は還付金等の額の確定による精査で15万1,000円の減額です。

続いて歳入の説明をいたします。3ページ、4ページにお戻りください。

款1後期高齢者医療保険料では、保険料額が確定し全体で231万5,000円の減額です。

款2繰入金は、事業完了精査に伴う精査で267万6,000円の減額です。

款4諸収入では、各費目の確定により15万3,000円の減額となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したものでございます。

補正総額については第1項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

◎議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第5号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。内容の説明を求めます。

兼平保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(兼平昌明君) ただいま上程となりました、承認第5号についてご説明いたします。

専決の理由としましては、次のページの専決処分書のとおり、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金などの額の確定による補正について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案条文をご覧ください。

第1条第1項として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,460万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,177万6,000円とするもの

です。

第2項につきましては、後ほどご説明させていただきます。

はじめに歳出のほうからご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開きください。

なお、このたびの専決補正につきましては歳入確定、さらに歳出では事業完了による保険給付費等の精査としておりますので、主なもののみの内容の説明とさせていただきます点を予めご了承をお願いします。

7ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、8ページの下段になりますが、介護報酬改定に伴うシステム改修費の負担金として57万2,000円の増額補正となります。款1につきましては11ページまでになります。総額で60万円の減額です。

11ページをお開きください。款2保険給付費、こちらにつきましては額の確定による精査で5,510万3,000円の減額です。令和5年度介護保険実績報告書は、ただいま担当係でまとめているところであり、6月議会で配付させていただく予定です。

17ページをお開きください。款3地域支援事業費、こちらにつきましても額の確定による精査で443万5,000円の減額です。

23ページをお開きください。款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は介護給付金負担金などの返還見込み分と、調整交付金などの給付費充当余剰分を積み立てるため、合計3,616万9,000円の増額です。

同ページ、款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は19万4,000円の減額です。25ページをお開きください。項2繰出金、目1繰出金は一般会計繰出金で43万9,000円の減額です。

続いて歳入をご説明いたします。3ページ、4ページにお戻りください。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、額の確定による精査で489万5,000円の減額です。

款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4道支出金は介護給付費調整交付金、地域支援事業交付金の額が確定しましたので、款2国庫支出金では188万7,000円の増額、款3支払基金交付金が688万5,000円の減額、道支出金が576万2,000円の減額

です。

5 ページ上段からの款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、繰入額確定により 900 万 9,000 円の減額です。

最初の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したものであります。

補正総額については第 1 項の内容となるものです。

以上、専決補正につきましてご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、承認第6号についてご説明いたします。

専決の理由につきましては次ページになりますが、5月開催の両常任委員会で報告しておりますとおり、弁護士委託業務に係る補正について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、4月15日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ250万円を追加し、予算の総額を69億7,150万円とするものです。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、総務管理経費は弁護士委託業務として250万円の増額です。

次に歳入について説明をいたしますので、3ページから4ページをお開きください。

款18繰入金は財政調整基金繰入金で250万円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

今回の補正につきまして、弁護士に業務を委託すると、そういう補正予算でございますけれども、この案件について弁護士に委託をすることになった経緯についてお伺

いしたいと思います。

2点目につきましては、この250万円の弁護士に業務委託する内容につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（森井研児君） 私のほうから補正予算250万円の内容についてご説明させていただきたいと思います。弁護士業務、特殊な業務ということで先方から見積もりといたしますか内容の打診を受けまして、予算を組ませていただいたところですが、まず業務着手金というものがあります。こちらが49万円。業務の報酬金というものがあります。こちらが127万4,000円。それと派遣費といたしますか、旅費に伴うものがありまして、こちらが1日1名、10万円。これが2日間組まれております。津別町ほかで組まれておりますので、合計80万円で組ませていただきます。

それと戸籍、住民票その他資料を取り寄せるというものがありますので、3万円ほどを計上しております。端数の整理を先方でしていただきまして、最終的に250万円というような内容で、今回、予算を組ませていただいたところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 私のほうから、この委託する形になりました課程については先月の3月の定例議会終了後に説明したとおりであります。それから、その後の経過については各委員会のほうでご報告させていただいたとおりであります。その間、追記等もありましたので、それで内容を説明したと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 今回、委託業務と補正予算で町のほうは対応すると、この経緯につきましては、きちっとした形で議会において説明をされていないと。ということは、津別では私の記憶するところ初めてのこういう事件ではないかなというふうに思います。そのことから町民におかれましては、この関係のことについてはいろんなことをそれぞれ情報を聞いて、正確な部分、不正確な部分いろいろあるんですけども、やはり町として、ここに至った経緯についてきちんと説明をする責任があるのではな

いかと思います。この 250 万円を要して町の立場を含めておそらく調査されると思えますけれども、この町に何かそういうものがあったということから、町の責任としてこういう業務をするのか、そのあたりについてきちんと説明すべきではないかなと思います。

それから委託業務の内容につきましては金額的なものでなく、どういう業務を始めて、最終的にどういう報告をされるのか、それあたりについての考え方について再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 先にお話ししましたが理解されていないようですので、最終的に町としてどういうふうな責任を負うべきか、どういうふうな今回のある意味事件なんですけれども、それに対して説明できるものがないものですから、その説明できるものを、ちょっと第三者を介して調べていただくというものです。最終的なものができたところで調書という形で、そして調べた結果というものを報告してもらうことになっておりますので、そちらをもって議会はじめ町民の方に説明したいと思いますので、今のところ説明するものがないということです。説明する材料を委託しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） 何か歯切れの悪い答弁ですけども、最終的にこれを業務委託して弁護士から報告されると思いますけども、最終的にその報告の出た後の対応について、どういうふうに考えておられるのか再度お伺いしたいと。弁護士に委ねるということは、それなりの報告が多分来ると思います。それに対して、この結果について公表するのか、通常であればそれなりの公表はされると思うんですけども、この辺りについて町の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 可能な限り公表したいと思いますが、個人的内容もありますので、どこまで公表できるか、またその対応について、今現在こういうふうに対応をするということと言えない状況であります。その辺りご理解の上、承認いただけますようよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第23号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第23号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第23号を説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

このたびの税条例の改正理由につきましては、現在の経済情勢等を踏まえ、令和6年度の地方税制の改正を行うための地方税法等の一部を改正する法律などが施行されたことに伴い、津別町税条例の一部を改正するものです。

今回の改正の主な内容についてですが、町民税については令和6年度分の個人住民税の特別減税控除、納税義務者控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円、所得割から控除する、いわゆる定額減税を実施します。

固定資産税については、令和6年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置等を継続します。

次に条文ごとの改正内容につきましては、4ページから新旧対照表を掲載しておりますが、資料1ページから3ページに改正概要を一覧としておりますので、この一覧表にてご説明させていただきます。

第34条の7は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備になります。

第51条は、町民税の減免について職権による減免を可能とする規定の追加です。

第56条は、私立学校法改正による条ずれの反映となります。

第71条と第139条の3は、固定資産税と特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規定の追加となります。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定の削除となります。

附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設です。

附則第6条は、地方税法改正による条ずれの反映となります。

附則第7条の5から附則第7条の8は、個人住民税の特別減税控除定額減税に係る規定の新設となります。

次ページ、附則第8条は条例の条ずれによる改正と特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読み替え規定を追加するものとなります。

附則第10条の2は、再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を7分の6と定める規定の新設と、居心地がよく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を2分の1と定める規定の新設及び項ずれの反映となります。

附則第10条の3は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定の新設と、地方税法施行規則改正による項ずれの反映となります。

附則第11条から附則15条までは、負担調整措置等の継続による年度更新となりま

す。

附則第 16 条の 3 から附則 20 条の 3 までは 3 ページにまたがりませんが、特別減税控除の対象となる所得割の額について各種所得を含める読み替え規定の追加となります。

議案にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものとなります。

この議案の 8 ページ目の裏面下段となりますが、附則といたしまして第 1 条は施行期日について公布の日としますが、公布施行日が 4 月 1 日でありますので空白期間を埋めるために令和 6 年 4 月 1 日から適用させる規定を設けております。ただし、第 1 条第 1 号、第 2 号に掲げる規定については、それぞれ各号の定める日からの施行となります。

第 2 条は、町民税に関する経過措置、第 3 条は固定資産税に関する経過措置となります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 24 号 津別町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第 24 号についてご説明申し上げます。

説明資料の 34 ページをご覧ください。

改正理由としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことにより、過疎減免を 3 年間延長するためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおり附則第 3 項において有効期限を令和 6 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日に改めます。

議案にお戻りいただきまして、ただいま説明した内容について改正条文としたものです。

附則といたしまして、施行期日について公布の日としますが、令和 6 年 4 月 1 日から適用させる規定を設けております。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 25 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 25 号についてご説明をいたします。

資料の 35 ページをお開きください。

改正理由は、1 点目は地方税法施行令の一部が改正されたためです。

2 点目には、5 月 8 日に開催した津別町国民健康保険運営協議会において、令和 6 年度国民健康保険税の税率について諮問し答申を受けましたので、これに基づき所要の改正を行うものです。

改正内容です。43 ページをお開きください。

上段の表になります。地方税法施行令の一部改正により、後期支援分に係る課税限度額を 22 万円から 24 万円に改正をいたします。

次の基準額一覧表をご覧ください。低所得者に係る軽減措置の拡大として 2 割軽減、5 割軽減に係る所得判定基準をそれぞれ 53 万 5,000 円を 54 万 5,000 円に、29 万円を 29 万 5,000 円に引き上げをいたします。

次に税率改正の説明をいたします。43 ページ下の表をご覧ください。

今回の改正案と現行の税率の比較表になります。昨年の税率改正では、前年の改正内容も踏まえ医療保険分と介護納付分の所得割の改正といたしましたが、今回の改正案は令和 12 年度に北海道統一保険料となることを見据え、医療、後期、介護の平等割を 1 割程度引き上げることといたしました。

税率改正の考え方についてご説明をいたしますので、46 ページをお開きください。オホーツク管内市町村の令和4年度と令和5年度の合計保険料率の一覧になります。現在の保険料率は、北海道が提示する標準保険料率を参考に負担割合などを考慮して各市町村が設定することとされており、北海道では資産割の廃止を含め、令和12年度までに全道統一保険料率にすることを目指しており、津別町もこの方針に基づき資産割の廃止をしてきたところでございます。これまで津別町では、単身低所得者が多いという状況から平等割を抑えて均等割と所得割で調整を行ってきたところです。その結果、津別町は下の表の区分ごとの市町村の税率順位が示すとおり、所得割と均等割は管内で1番高く、平等割は逆に1番低い結果となっております。右下に令和6年度をベースとした北海道統一保険料率の表を示していますが、これは令和12年度までに道が目指す全道統一保険料の目安として示されているものでございます。

44 ページにお戻りください。

令和6年度津別町国民健康保険税の税率改定の基礎データ及び試算結果です。1は被保険者データ。2は北海道から示された国保事業納付金と必要賦課総額になります。加入世帯数、被保険者数と課税所得はそれぞれ減少しており、令和6年度の国保事業納付金は令和5年度までで医療費指数による道の調整が終了いたしましたことなどもあり、納付金の算定方法が変更されたことにより軽減前の賦課総額の合計は令和6年度で1億5,838万9,796円が必要となり、昨年度と比較して232万2,853円の増額となりました。

3の税率改定後の賦課総額の試算結果をご覧ください。被保険者データをもとに法改正による賦課限度額と軽減判定所得の額を反映させ試算したものでございます。真ん中の健康税率で試算した結果は記載のとおりで、必要とする賦課総額に1,400万円ほど不足し、総額の確保率は91.2%となる資産結果となっております。北海道から示された市町村標準保険料率を1番下の欄に参考として記載しておりますが、現状より均等割は引き下げとなりますが、所得割と平等割が急激な引き上げとなり、すぐに採用できない内容となっております。

46 ページの管内順位表でもあったとおり、6年後までに平等割を平均まで引き上げるためには、所得の変動に伴い応益割も毎年変更されることや、今後も納付金の算定

方法の変更が見込まれることから急激な保険税上昇を抑えるために資金を投入しながら平均に追いつくまで、平等割は 10%程度の引き上げが必要と判断したところでございます。

令和 6 年度については、管内と比較して高い所得割や均等割は据え置き、令和 12 年度の統一保険料率に向け平等割のみを 10%引き上げとする改正案といたしました。

表の黒枠部分が今回の改正となります。それぞれの平等割を 10%程度引き上げ試算した結果、賦課総額の確保率は 92.2%となり 1,242 万 206 円の不足で、資料に記載はございませんが収入見込額も 1,217 万 1,802 円と 1,200 万円余りが不足しますので、不足分は、現在 9,000 万円ほどの残高があります基金で賄うことを、国保運営協議会で答申を得たところでございます。

令和 7 年度以降も毎年平等割を 10%程度引き上げることにより、令和 9 年度で平等割は令和 6 年度の平均に追いつくと予想しております。その間に他市町村の動向もうかがいながら、状況に応じて所得割や均等割額の改定をすることとし、基金投入は必要に応じたものとする考えでございます。

45 ページをお開きください。税率改定後の限度額超過世帯数及び軽減対象数の試算結果ですが、これは記載のとおりでございます。

5 の被保険者の保険税の平均額の試算結果です。改定前の試算額に比べ平等割を引き上げることにより、試算上 1 人当たり、1 世帯当たりともに 0.8%程度の増となります。

47 ページをお開きください。国民健康保険税改定後のモデル世帯による試算結果の比較表になります。

国保に加入する世帯の人数別でモデル比較をいたしました。最上段の被保険者が 1 人の世帯の場合で、アのケースは 60 歳で農業所得が 420 万円の場合で、改正前と比べ平等割引き上げ分が増額となります。

イとウは軽減判定基準の改正により軽減が変更になり、平等割は引き上がっても改正前と比較して下がる試算のケースとなります。

(2) の被保険者が 2 人の世帯の場合ですが、アは所得の多い世帯になりますが、平等割の引き上げにより介護分が賦課限度額となるため、通常 10%の引き上げとなる

ところですが、2,900 円の増額となります。

イとウはそれぞれ 5 割、7 割軽減適用の例で介護賦課がないケースとなります。

(3) は被保険者が 3 人以上いる場合としました。ウは未就学児のいる家庭で 2 割軽減家庭を想定しております。相対的に軽減判定基準の改正があり、境界線にある世帯では保険料が下がる見込みではありますが、いずれも平等割の改正分程度の増額となる見込みでございます。

35 ページにお戻りください。

新旧対照表では、ただいまご説明いたしました後期支援分の賦課限度額及び軽減判定所得の基準額の改正と、定額の平等割の引き上げの改正をしております。

また、第 5 条以降にあるように 1 万円以上の金額を定めた規定について、軽減判定所得の基準などの規則と表記を統一する修正をしております。

それでは議案にお戻りください。

説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとし、改正後の規定は令和 6 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

以上、内容についてご説明いたしましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 6 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

本案について質疑を許します。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 15、議案第 26 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 18、議案第 29 号 津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 15、議案第 26 号から、日程第 18、議案第 29 号までを一括議題とすることに決定しました。

議案第 26 号から順次内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(兼平昌明君) ただいま上程となりました、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号について一括してご説明いたします。

資料は 48 ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、3 年に一度、国の社会保障審議会の審議を踏

まえ改正が行われているものです。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令が公布されたことに伴うものですが、町独自の基準を規定すべき内容が認められませんので、厚生労働省令の改正内容に準じて四つの関係条例の一部の改正を行うものです。

改正内容の細かくは、資料 48 ページから 113 ページまでの新旧対照表のとおりでございます。資料 48 ページのところですが、改正内容が重複しておりますので、主な改正内容のみの説明とさせていただきます。

一つ目は、介護療養型医療施設の廃止、二つ目として管理者の兼務範囲の変更、三つ目として身体的拘束等の禁止及び例外運用時の運用規定、四つ目として書面掲示規制の見直し、WEB 上での公開を規定するものです。五つ目としては、介護現場の生産性向上、六つ目は協力医療機関との連携体制の構築、七つ目、新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携、八つ目、公正中立性の確保の見直し、九つ目、モニタリング時のテレビ電話装置などの利用、10 個目、ケアマネージャー 1 人当たりの取り扱い件数、それぞれの新設または訂正に伴いまして条ずれの修正や文言の修正を含めて改正を行うものでございます。

議案第 26 号条文にお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を条文化したものでございます。

なお、附則として公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

ただし、第 34 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

また、身体的拘束等の適正化に係る経過措置があるものにつきましては、令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間、また令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間、努力義務期間を設けます。

さらに協力医療機関との連携に関する経過措置があるものにつきましては、令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間の努力義務期間を設けます。

議案第 27 号、議案 28 号、議案 29 号につきましても同様でございます。

以上、議案第 26 号、議案 27 号、議案 28 号、議案 29 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 30 号 財産の取得について（モバイルシンクライアント等）を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 30 号についてご説明いたします。

本件につきましては、職員の事務用ノートパソコン備品の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称等としましては、モバイルシンクライアント等購入で、数量等につきましては議案書裏面になります別紙内訳書のとおりでありますけれども、モバイルシンクライアント、いわゆるノートパソコン、それとラップトップチャージャー（充電器）、ノートパソコンスタンド、イーサネットハブ各 120 台となっております。

議案のほうにお戻りください。

納入場所は津別町字幸町、役場庁舎となります。

契約の方法は指名競争入札。

取得金額は 1,491 万 6,000 円（うち消費税及び地方消費税額は 135 万 6,000 円）。

取得の相手先は、北見市卸町 1 丁目 5 番地 1、株式会社小柳中央堂 代表取締役 小柳享信です。

なお、海外からの取り寄せ品となるため、納入期間につきましては念のため令和 7 年 3 月 31 日までとさせていただいておりますけれども、順調にいけば 3 カ月程度で納品が見込まれているところであります。

以上、内容のご説明をいたしましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長(鹿中順一君) 日程第20、議案第31号 財産の取得について(小型ロータリー除雪車)を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(迫田 久君) ただいま上程となりました、議案第31号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、除雪作業に使用する備品の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称といたしましては、小型ロータリー除雪車1台。

納入場所は、津別町字豊永、除雪センターとなります。

契約方法につきましては指名競争入札。

取得金額につきましては1,518万円(うち消費税及び地方消費税は138万円)です。

契約の相手方は、北見市東相内町 934 番地 3、北海道川崎建機株式会社北見支店 支店長 上枝忠となります。

説明資料 114 ページをご覧ください。

購入する車両の概要をまとめて記載しております。

車両性能としては乗車定員、排気量ほか記載のとおりであります。

なお、本車両の納入期限は受注生産であるため、令和 7 年 3 月 31 日としております。

以上、内容を説明いたしましたのでご承認いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 32 号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 32 号についてご説明申し上げます。

本件は、町有林事業に係る立木を売却するもので、予定価格が 800 万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回、売却した財産は町有林の立木で、内容は次のページに記載のとおりカラマツ立木 3,681.552 立方メートル、トドマツ及びエゾマツ立木 1.256 立方メートル、雑木立木 175.890 立方メートル、総計 3,858.698 立方メートルになります。

議案にお戻りください。

契約の方法は指名競争入札とし、町内の林業、林産業 12 社を指名、うち 4 社の辞退により 8 社で 5 月 9 日に執行、売却金額 1,841 万 4,000 円（うち消費税及び地方消費税額 167 万 4,000 円）で、北見市美山町西 5 丁目 50 番地 212、北見広域森林組合 代表理事組合長坂下孝が落札し、本案件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 32 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 33 号 令和 6 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 33 号についてご説明いたします。

今回の補正の内容につきましては、広域集会施設へのエアコンの設置及び給食センター建設工事に係る工事監理費について補正予算を組ませていただくものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算にそれぞれ 398 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 69 億 7,548 万 1,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条以降につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、5 ページから 6 ページをお開きください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 6 自治相談費、広域集会施設管理経費は本岐及び活汲地域の農業研修センターにエアコンを設置するもので 34 万 6,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 5 保健体育費、目 4 学校給食費、給食センター施設整備事業は給食センター建設工事に係る管理業務 363 万 5,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。

款 18 繰入金、項 1、目 1 基金繰入金は財政調整基金繰入金で一般財源不足分 28 万 1,000 円の増額です。

款 21、項 1 町債、目 7 教育債は給食センター整備事業で 370 万円の増額です。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第 1 表のとおり参考区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第2条は継続費の補正で、1枚めぐりまして第2表継続費補正のとおり学校給食センター建設工事で建設工事監理業務が追加となることから、令和6年度、令和7年度の年割額を変更するものです。

第3条は地方債の補正で、第3表地方債補正のとおり限度額を9億7,720万円とするものです。

以上、内容について説明いたしますので原案にご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和 6 年第 3 回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 37 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員